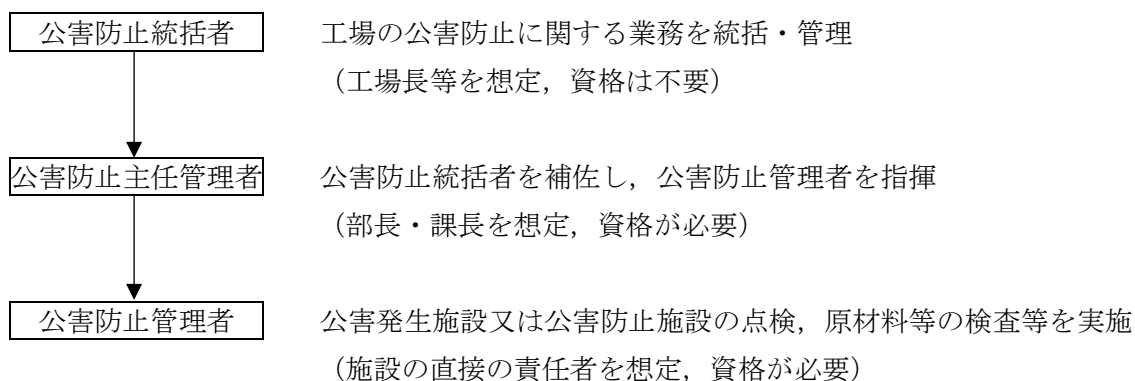


公害防止管理者制度の概要

1 制度概要

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」では、産業公害の防止に万全を期すために、各種公害防止関係規則が遵守されるように、事業者が工場内において有効適切な公害防止体制を確立することが必要との観点から、一定の条件を有する特定工場において、公害防止統括者及び公害防止管理者を中核とする公害防止組織の整備と都道府県知事等（福山市の場合は福山市長）への届出が義務付けられています。

<組織>



2 特定工場

公害防止管理者等を選任しなければならない「特定工場」とは、①製造業、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業のいずれかで、かつ、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める①ばい煙発生施設、②特定粉じん発生施設、③一般粉じん発生施設、④汚水等排出施設、⑤騒音発生施設、⑥振動発生施設、⑦ダイオキシン類発生施設のいずれかの施設を設置している工場です。

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める施設の種類と選任することが必要となる公害防止管理者の種類については、別表を参照してください。

3 公害防止管理者等の種類

特定工場を設置している者（特定事業者）は、公害防止管理者等を選任しなければなりません。また、公害防止管理者等が旅行、疾病その他の事故によってその職務を行うことができない場合にその職務を行う者（代理者）を選任しなければなりません。

公害防止統括者	工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担います。工場長等の職責にある方が適任で、資格は不要（代理者も同じ。）です。 常時使用する従業員の数が20人以下の特定事業者は、公害防止統括者の選任は不要です。
公害防止主任管理者	公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担います。部長又は課長の職責にある方が想定され、資格を必要（代理者も同じ。）とします。

	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設が設置されている特定工場で、排出ガス量が1時間当たり4万m ³ 以上で、かつ、排出水量が1日当たり平均1万m ³ 以上の特定工場に選任が義務付けられています。
公害防止管理者	施設の運転、維持、管理、燃料・原材料の検査等を行う役割を担います。施設の直接の責任者の方が想定され、資格を必要（代理者も同じ。）とします。 排出量等の施設区分に応じ、選任することが必要な公害防止管理者の種類が異なります。具体的には、大気関係1種～4種、特定粉じん関係、一般粉じん関係、水質関係1種～4種、騒音関係、振動関係、ダイオキシン類関係の13種類の資格があります（騒音・振動については、平成18年度以降、資格区分が統合されました）。

資格を得るには、①毎年実施される国家試験に合格することにより資格を得る方法と、②実務経験等のある者が毎年実施される資格認定講習を受講して資格を得る方法があります。

国家試験の詳細に関しては、一般社団法人産業環境管理協会ホームページ (<http://www.jemai.or.jp/>) を御覧ください。

資格認定講習については、国の登録を受けた法人が実施します。登録法人については経済産業省のホームページ (http://www.meti.go.jp/intro/koueki_houjin/ai_03_24.html) で確認できます。資格認定講習の詳細に関しては、登録法人に直接お問い合わせください。

4 届出

次の表のとおり、届出が必要となります。

番号	届出種類		届出時期	様式	添付書類
1	公害防止統括者 （公害防止統括者の代理者）	選任	選任すべき事由が発生した日から３０日以内に選任し、選任した日から３０日以内に届出	公害防止統括者（公害防止統括者の代理者） 選任、死亡・解任届出書 【様式第一】	なし
		死亡・解任	死亡し、又は解任した日から３０日以内に届出		
2	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者）	選任	選任すべき事由が発生した日から６０日以内に選任し、選任した日から３０日以内に届出	公害防止管理者（公害防止管理者の代理者） 選任、死亡・解任届出書 【様式第二】	※１を参照
		死亡・解任	死亡し、又は解任した日から３０日以内に届出		
3	公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）	選任	選任すべき事由が発生した日から６０日以内に選任し、選任した日から３０日以内に届出	公害防止主任管理者（公害防止主任管理者の代理者）選任、死亡・解任届出書【様式第三】	
		死亡・解任	死亡し、又は解任した日から３０日以内に届出		
4	承継		相続又は合併により、特定事業者の地位を承継した者は、遅滞なく届出	承継届出書 【様式第三の二】	※２を参照

※1 新たに選任された者の資格を証明する書類（国家試験合格証書の写し又は資格認定講習修了証書の写し）を添付。

※2 ① 2人以上の相続人がいて、その全員の同意により事業を承継する相続人を選定し、その相続人が承継するときは、戸籍謄本及び相続同意証明書【様式第三の三】を添付。

② ①以外の相続人が承継するときは、戸籍謄本及び相続証明書【様式第三の四】を添付。

③ 合併後存続する法人もしくは合併により設立した法人が承継するときは、その法人の登記事項証明書を添付。